

大館市住宅リフォーム支援事業Q & A集

1. 補助対象者に関すること

Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
リフォーム工事を行う住宅の居住者又は所有者で工事請負者（施工業者）と工事請負契約を取り交わすかたになります。 また、補助金は申請者に交付するので、工事請負者（施工業者）が申請者となることや補助金を受け取ることはできません。 ※ 住宅の居住者と所有者が別のかたで、当該住宅で同居していない場合、居住者と所有者が親子の続柄にあることを示すために申請者の戸籍謄本を申請書に添付してください。
Q1-2 補助金は誰でも申請できますか？
メニューごとに条件が異なりますが、大館市に住民登録があり、申請者、住宅の所有者及び住宅の同居者が市税を滞納していないことが共通の要件となります。 この他、大館市外にお住まいのかたが本市への移住を目的として転入予定にある場合、被災者支援以外のメニューであれば、本市転入前であっても申請を行うことが可能です。但し、この場合、申請を行った年度内で、リフォーム工事と本市への転入を終えることが要件となります。
Q1-3 子どもを妊娠中ですが、子育て支援の対象になりますか？
対象になります。その場合は、母子手帳の写しを申請書に添付していただきます。なお、完了実績報告時に生まれている場合は住民票を、生まれていない場合は再度母子手帳の写しを提出していただきます。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1 別荘の増改築・リフォーム工事は補助金の対象となりますか？
補助対象となりません。
Q2-2 アパート、長屋の増改築・リフォーム工事は補助金の対象となりますか？
持ち家でないため補助金の対象となりません。ただし、アパートや長屋に所有者が住んでいる場合、その居住部分（専有部分）は持ち家と同じ扱いとして補助金の対象とします。 なお、マンション等の共同住宅について、居住の用途に供する専有部分に限り、補助金の対象とします（但し、工事種別によっては補助金の対象になりません）。 こうした住宅を補助対象にする場合、建物の登記事項証明書を申請書に添付してください。
Q2-3 併用住宅の補助対象範囲はどのように判断すればよいですか？
居住用途の部分と事業用途の部分（店舗等）が併存する併用住宅において、事業用途部分について行う工事は補助金の対象となりません。

このほか、居住用途部分の面積が建物全体の面積の1/2以上ある併用住宅と1/2未満の併用住宅では、補助金の対象となるリフォーム工事種別に違いがあります。（一例、居住用途部分が1/2未満の併用住宅では、屋根や外壁等の工事は対象になりません。）

このため、併用住宅を対象とする場合には、店舗等の面積がわずかであっても図面（居住用途部分及び事業用途部分の面積が分かるもの）を申請書に添付していただきます。

なお、建物の構造や使用形態により居住用途と事業用途の区別ができない工事・箇所については、個別に判断しますので、担当までご相談ください。

Q2-4 同一敷地内にある別棟の車庫、物置小屋などの新築・増改築・リフォームも補助金の対象となりますか？

別棟の建物は原則対象となりません。ただし、住宅の居室として一般的に設けられる部屋であり、母屋の附属建物として利用されるのであれば、補助対象となる場合もあります。

Q2-5 同一敷地内の農業用作業場の新築・増改築・リフォームも対象となりますか？

農業や自営業のための建物は補助金の対象となりません。また、住宅と一体となっている場合は併用住宅【Q2-3を参照】として扱います。

Q2-6 まだ購入した中古住宅に住んでいませんが、リフォームの対象となりますか？

申請した時点で住宅に住んでいない場合でも、事業完了実績報告書の提出時までに住む予定であれば、補助金の対象となります（被災者支援を除く）。転入予定者は、申請時に居住する市区町村の住民票が必要です。また、転居後の住民票も実績報告書に添付してください。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1 補助対象となるリフォーム工事はどのような工事ですか？

別紙（補助対象工事一覧）をご参考ください。補助金の対象となるか判断しがたい場合は、担当までお問い合わせください。

Q3-2 工事契約が複数ある場合、補助対象工事費はどうなりますか？

同じ時期に工事契約が複数ある場合、各工事費の合計額を補助対象工事費としますので、それぞれの内容が確認できる書類（契約書と見積書の写し）を申請書に添付してください。

Q3-3 介護保険制度を利用する場合、補助金の対象となりますか？

一つの工事に対してリフォーム補助金と介護保険制度は両方申請できますが、補助金額の算定にあたり、リフォーム補助金の補助対象工事費用から介護保険の給付対象工事費（※）を差引きし、残った金額を補助対象工事費とします。

申請時、補助金申請の際に介護保険担当から交付される住宅改修事前承認通知書の写しを添付いただくか、介護保険給付金の利用について補助金申請の際にお知らせください。

※ 利用者負担（1割～3割）を除いた介護保険給付額ではありません。

※ 最大20万円が介護保険の給付対象工事費です。

Q3-4 大館市合併浄化槽設置整備事業補助金を受ける場合、二つの補助金を重複して受けられますか？

一つの工事に対してリフォーム補助金と合併浄化槽設置整備事業補助金は両方申請でき

ますが、リフォーム補助金の額の算定にあたり、リフォーム補助金の補助対象工事費用から、浄化槽設置補助対象工事額を差し引き、残った金額をリフォーム補助金での補助対象工事費とします。
Q3-5 補助対象工事で、市内の業者が施工する工事とありますが下請負工事でも市内の業者でなければいけませんか？
下請負工事でも市内の業者であることが必要です。ただし、下請け工事に限り、本店が市内になくても支店や営業所があれば市内の業者として扱います。下請負工事の中に市外業者が施工する分が含まれている場合、その工事額分が補助対象工事費から除かれます。
Q3-6 アルミ製の既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助金の対象となりますか？
専用住宅と併用住宅（居住用途部分1/2以上）では、住宅の一部の増築として補助金の対象になります。また、住宅所在地や増築の規模により建築確認が必要となる場合もありますので、申請前にご確認ください。 なお、併用住宅（居住用途部分1/2未満）とマンション等の共同住宅では、補助金の対象となりません。 ※省エネ改修メニューの場合は、これらの工事費は原則補助対象外です。
Q3-7 購入した中古住宅をリフォームする場合も補助金の対象となりますか？
実績報告までに居住していれば補助金の対象となります。なお、交付申請書の添付書類として、対象住宅の売買契約書の写し及び登記事項証明書（建物）を添付してください。
Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替えする場合、補助金の対象となりますか？
住宅以外の建物又は併用住宅の住宅以外の部分を住宅の用途に模様替えなどの工事を行い、住宅として利用するものであれば補助金の対象になります。 なお、住宅の規模や工事内容により建築確認申請が必要となる場合がありますので、事前に施工者へご確認ください。
Q3-9 自営の工事業者が自主施工により自宅をリフォームする場合は補助金の対象になりますか？
補助金の対象となります。ただし、本人の施工手間及び請負契約によらない第三者の工事施工費は対象外となり、材料費や外注による工事費を補助金の対象とします。 補助金交付申請書の工事内容欄に自主施工であることを記入し、材料費の見積書と外注工事がある場合は、その見積書と工事請負契約書の写しを添付してください。
Q3-10 家電製品は補助対象外となっていますが、エアコン、暖房機等の取り付け・調整工事が必要なものも補助金の対象外となりますか？
リフォーム工事の実施に伴い、エアコン等の備品を設置・取り付けする場合で、その設置・取付けに要する費用の合計額がリフォーム工事に要する費用全体の1/2以下にある場合、対象となります。（但し、1/2を超える場合は、エアコン等の備品の設置・取付けに要する費用全てが補助対象工事費に含まれない扱いとなります。）エアコンや暖房機などの空調設備は、省エネ法の「誘導仕様基準」に適合するものであることも必要となりますので、施工

者にご確認ください。 費用が1/2を超える場合に補助対象外となるリフォーム関連備品として、カーテン・ブラインド・ロールスクリーンも同様の取り扱いとします。 ※省エネ改修メニューの場合は、これらの工事費は原則補助対象外です。
Q3-11 システムキッチンにIHクッキングヒーターやガスコンロ、食器洗浄機が組み込まれている場合、それらの機器も補助対象となりますか？
IHクッキングヒーターやガスコンロ、食器洗浄機は、ビルトインタイプのものでリフォーム工事に伴う新設や取替であれば補助金の対象となります。 ※省エネ改修メニューの場合は、これらの工事費は原則補助対象外です。
Q3-12 住宅用の井戸を掘りたいのですが、補助対象となりますか？
さく井工事は補助金の対象となりませんが、揚水ポンプの設置や給水配管工事は対象となります。 ※省エネ改修メニューの場合は、これらの工事費は原則補助対象外です。
Q3-13 宅内の舗装工事は補助金の対象となりますか？
舗装工事は外構工事にあたるため補助金の対象となりません。ただし、配管布設工事の復旧（工事に影響する幅分）は対象となります。 ※省エネ改修メニューの場合は、これらの工事費は原則補助対象外です。
Q3-14 ウッドデッキ等の設置は補助金の対象となりますか？
専用住宅と併用住宅（居住用途部分1/2以上）において、基礎工事や現場施工を伴い、住宅に固定するものであれば、補助金の対象となります。（住宅から離れているもの、完成品を設置するだけのものは、対象となりません。） なお、併用住宅（居住用途部分1/2未満）とマンション等の共同住宅では補助金の対象となりません。 ※省エネ改修メニューの場合は、これらの工事費は原則補助対象外です。

4. 申請手続きに関すること

Q4-1 申請の窓口はどこですか？
比内総合支所内の建築住宅課で申請を受け付けしています。 また、秋田県の補助金制度に関し、秋田県への申請書類の取り次ぎも行っております。
Q4-2 申請書の提出は申請者本人でなければならないですか？
工事業者等の本人以外のかたが代理として書類の提出を行っても構いません。ただし、補助金交付申請書の添付書類の中にある債権者登録申請書（個人の銀行口座等を記載）の取り扱いには十分にご注意ください。
Q4-3 申請者と住宅の所有者・居住者が異なる場合の添付書類で、「その関係を証する書類」とはどういう書類を添付すればいいのですか？
申請者と所有者の親子関係がわかる書類として戸籍謄本を添付してください。 なお、親と子が補助対象住宅に同居している場合は、関係を示す書類は不要とします。

また、既に所有者である親又は子が亡くなっている場合、居住者である申請者に名義を変更する手続きが必要ですが、手続き済みであることを示す書類は不要とします。
Q4-4 住宅リフォーム等の工事はいつから着工できますか？
補助金交付申請書を提出していただき、その受理の際に大きな誤りが確認されなければ、申請受理後に工事着手してかまいません。なお、申請書受理前に着工した工事は原則補助金の対象になりませんのでご注意ください。
Q4-5 リフォーム工事に補助対象外工事が含まれている場合は、契約書等を分ける必要がありますか？
補助対象外工事とする理由が、重複利用が認められない国の補助を利用するためかどうかで異なります。国の補助金（みらいエコ住宅・先進的窓リノベなど）を利用している場合は、その補助対象工事について契約書・見積書を分ける必要があります。それ以外の工事については契約書等を分ける必要はありませんが、補助金の対象となる工事と補助金の対象にならない工事が区別しやすいよう、見積書を作成する際に配慮いただくようお願いします。
Q4-6 工事内容の変更により工事金額が変わる場合、どうしたらよいですか？
契約金額等の重要な事項を変更する場合は、変更の工事請負契約締結後に補助金変更申請書を提出してください。変更申請書には、変更の工事請負契約書及び変更の見積書の写し、追加工事がある場合はその部分の着工前の写真を添付してください。 また、契約金額に変更がない場合でも、設計図書の変更により工事の内容が大きく変わる場合は、工事内容を確認する必要がありますので、建築住宅課までお知らせください。変更申請書は建築住宅課窓口や大館市ホームページにご用意しております。
Q4-7 交付決定を受けた後に工事を取止めることになったが、どうしたらよいですか？
「変更・廃止申請書」を提出してください（申請書の申請種別の「②廃止」を選択してください）。様式は建築住宅課窓口や大館市ホームページに用意しております。
Q4-8 実績報告書の添付書類として、工事代金の領収証の写しが必要となっていますが、銀行等からの口座振込にした場合でも領収証が必要ですか？
ATM の利用明細票や振込金受取書などで振込者・振込先・振込日・金額がわかる場合は、その写しを添付することにより領収書の写しと同様の扱いとします。（残高が表示される場合は塗りつぶしてください）
Q4-9 交付決定を受けた後に補助決定者が死亡した場合、どうしたらよいですか？
ご家族のかたが工事請負契約を引き継ぐ場合や工事が終了している場合、ご家族のかたも補助要件を満たしていれば、申請者を変更する手続きにより補助申請を引き継ぐことが出来ますので、すみやかに建築住宅課までご相談ください。申請者の変更手続きには、契約者を変更した工事請負変更契約書の写し、補助決定者との関係が分かる戸籍謄本、除籍の全部事項証明書を添付してください。 また、工事を取りやめる場合は、すみやかにQ4-7により廃止を申請してください。 変更・廃止申請書は建築住宅課窓口や大館市ホームページにご用意しております。
Q4-10 介護保険制度や他の補助制度を利用してリフォームした場合の領収証は、補助

対象工事費ごとに作成する必要がありますか？

大館市住宅リフォーム支援事業の実績報告書に添付する領収証については、補助対象工事費別に作成する必要はありません。他の補助制度の規定により作成してください。

5. その他、申請手続きに関すること

Q5-1 補助金にはいくつかの種類がありますが、どれを選択すればよいですか？
--

申請書の「申請する補助の種別」欄には、次の①から⑨があります。 次を参考にいただき、該当する補助種別で申請してください。
--

①高齢者等支援：補助率10%、上限20万円

②子育て支援：補助率10%、上限20万円

③三世代同居：補助率10%、上限30万円

④被災者支援：補助率10%、上限10万円

⑤空き家購入後のリフォーム（市内在住）：補助率10%、上限30万円

⑥空き家購入後のリフォーム（転入）：補助率20%、上限50万円

⑦移住者支援：補助率15%、上限40万円

⑧省エネ改修A：補助率30%、上限70万円

⑨省エネ改修B：補助率15%、上限30万円

※概要 ① 世帯全員が65歳以上（当該年度の3月31日時点で満65歳以上）または世帯員に障害者手帳等の交付を受けている（等級などに条件あり）場合

② 18歳以下（当該年度4月1日時点で18歳に達していない）の子供とその親が居住する場合

③ 18歳以下の子供とその親及び祖父母等が居住する場合

④ 大館市に災害対策部が設置されるほどの自然災害が発生し、り災証明書等が発行された場合（申請を募集する場合は、ホームページ等でお知らせします）
--

⑤ 大館市空き家バンク登録物件を購入した市民が、購入した日から翌々年度までにその住宅をリフォームし、転居・居住する場合
--

⑥ 大館市空き家バンク登録物件を購入した大館市以外のかた（転入直前で3年以上、他市区町村民であること）が、購入した日から翌々年度までにその住宅を

リフォームし、転入・居住する場合 本市転入日から翌々年度以内であれば、当該補助種別による申請が可能 ⑦ 大館市以外のかた（転入の直前で3年以上、他市町村民であるかた）が、持ち家（実家も可）や取得した中古住宅（建築後3年以上経過）をリフォームし、転入・居住する場合 【本市転入日から翌々年度以内であれば、当該補助種別による申請が可能】 ⑧ ZEH水準に適合する工事を行う場合 ⑨ 省エネ基準に適合する工事または省エネ効果が期待できる工事を行う場合
Q5-2 補助種別「②子育て支援」と「④空き家購入後のリフォーム」の二つに該当しますが、複数の補助種別を申請することはできますか？
複数の補助種別を重複して申請することはできません。 該当する補助種別の中から1つだけ選んで申請してください。
Q5-3 補助金は何度でも申請できますか？
毎年度、補助金を申請することはできません。 令和5年度以降に補助金の交付を受けている場合、原則として今年度は補助金の申請を行うことはできません。 例） 令和4年度の交付 ⇒ 令和8年度の申請可能 ただし、省エネ改修メニューで断熱改修を行う場合で、限度額まで補助金の交付を受けていない場合は、補助を受けた次の年度以降から申請可能です。その場合、補助金の額は以前に補助を受けたメニューの限度額までとし、以前の補助対象工事の範囲と異なる範囲であることが条件となります。 また、次に該当する場合は、期間経過を待たないで補助金申請を行うことができます。 ○ 大館市木造住宅耐震化補助事業の交付決定を受け、補助金の交付対象となった住宅に係る耐震改修工事を行う場合 ○ 被災者支援を申請する場合 ○ 住宅を購入取得（2親等以内の親族からの購入を除く）した場合 ○ 大館市の条例に基づく、上下水道接続工事をした場合 ※接続工事費が30万円以上の場合で、接続工事に伴う水洗化工事等が対象となります。
Q5-4 申請時と世帯構成が変わった場合はどうすればよいですか？
以下に参考例を記載しますが、一度建築住宅課にご相談ください。 例1 65歳以上の夫婦のみで暮らしていたため「高齢者等支援」で申請していたが、子と孫が同居することになった場合

→孫が18歳以下の場合は「三世同居」に補助種別の変更が可能ですので、変更を希望する場合は住民票を添えて変更申請の手続きを行ってください。

例2 65歳以上の夫婦のみで暮らしていたため「高齢者等支援」で申請していたが、子（18歳を超える）と同居することとなった場合

→同居家族の状況や工事内容を確認し、どの補助要件にも当てはまらなくなった場合は廃止を申請してください。

また、ご家族のかたが亡くなった場合の手続きについてはQ4-9をご覧ください。

Q5-5 火災の被害にあい、リフォームが必要です。損害保険金を受け取る予定ですが、補助金の申請はできますか？

火災や自然災害等の被害を受けて住宅を補修・リフォームする場合でも、保険金の受給の有無に関わらず、補助金の申請ができます。